

竜之口こども園 園則（運営規程）

（施設の目的）

第1条 社会福祉法人岡山幸風会が設置する認定こども園竜之口こども園（以下「本園」という。）は、認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 本園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下、「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

- 2 本は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 3 本園は、岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年市条例120号）。以下「最低基準条例」という。）、その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（名称及び所在地）

第3条 本園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 竜之口こども園
- (2) 所在地 岡山市中区国府市場721-2

（入園資格）

第4条 本園に入園することができる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

（提供する教育・保育の内容）

第5条 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領（平成30年施行）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成30年施行）、保育所保育指針（平成30年適用）に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

- 2 本園は、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育
- (2) 給食の提供
- (3) 子育て支援事業
- (4) 延長保育事業
- (5) 一時預かり事業「幼稚園型」「一般型」
- (6) その他保育に係る行事等

（子育て支援）

第6条 本園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園便りなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

2 本園は、子育て支援事業として、次の事業を実施する。

(1) 園庭開放

(職員の職種、員数及び職務内容)

第7条 本園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、最低基準条例で定める配置基準以上で、かつ岡山市で教育・保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

(1) 園長 1人

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務を行う。

(2) 副園長 1人

副園長は、園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施する。また、園長に事故あるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

(3) 主幹保育教諭 1人

主幹保育教諭は、園児及び地域の就学前子どもの保護者等に対する子育て支援活動等を行うとともに、園長及び副園長を補佐し、その命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育を行う。

(4) 保育教諭（常勤専従） 13人

保育教諭は、教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。

(5) 調理員 2人

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。

(6) 園医 1人

園医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(7) 園歯科医 1人

園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(8) 園薬剤師 1人

園薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

2 前項に定める他、必要に応じその他の職員を置くことができる。

(学年及び学期)

第8条 本園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期	9月1日から12月31日まで
第3学期	1月1日から3月31日まで

(1号認定子どもの教育を提供する日・時間・提供を行わない日)

第9条 1号認定子どもの教育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、その週数は毎学年39週を下回らないものとする。

2 前項本文にかかわらず、教育を行わない日を次のとおり別に定める。

- (1) 土曜日
- (2) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで
- (3) 夏季休業日 7月20日から8月31日まで
- (4) 冬季休業日 12月25日から1月6日まで
- (5) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

3 1号認定の子どもの教育を提供する時間は、原則として午前8時30分から午後1時までとする。

ただし、これ以外の時間帯において、保護者の希望により預かりが必要な場合は、午前7時から午前8時30分まで又は午後1時から午後6時までの範囲内で、預かり保育を提供する。

(2号認定子どもの教育・保育及び3号認定子どもの保育を提供する日・時間・提供を行わない日)

第10条 2号認定子どもの教育・保育及び3号認定子どもの保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

2 2号認定子どもの教育・保育及び3号認定子どもの保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもに係る時間

午前7時から午後6時までの11時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間。ただし、これ以外の時間帯において、保護者の希望により保育が必要な場合は、午後7時までの範囲内で、土曜日を除き延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定を受けた子どもに係る保育時間

午前8時30分から午後4時30分までの8時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間。ただし、これ以外の時間帯において、保護者の希望により保育が必要な場合は、午前7時から午前8時30分まで又は午後4時30分から午後6時までの範囲内で延長保育を提供する。

(利用料その他の費用等)

第11条 第5条に規定する教育・保育及び便宜の提供に関する費用は、次のとおりとする。

- 1 教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、本園に支払うものとする。
- 2 本園の教育・保育の質の向上を図るため、別紙に掲げる費用については、教育・保育給付認定保護者から費用の負担を受けるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、別紙1に掲げる本園の特定教育・保育において提供する便宜の要する費用については、教育・保育給付認定保護者から実費の負担を受けるものとする。

- 4 第5条2(2)に規定する給食の提供に要する費用は、次のとおりとする。
- (1) 1号認定子どもの主食費は、月額1,500円とする。
 - (2) 2号認定子どもの主食費は、月額1,700円とする。
 - (3) 1号認定子どもの副食費は、月額4,000円とする。
 - (4) 2号認定子どもの副食費は、月額4,800円とする。
- 5 第5条2(4)に規定する延長保育事業の利用料は、別紙1のとおりとする
- 6 第5条2(5)に規定する一時預かり事業の利用料は、別紙1及び別紙2のとおりとする。
- 7 前項に定めるもののほか、事業の実施に伴い必要となる費用の実費相当額を徴収することができる
- 8 前各項の費用の徴収に関し必要な事項は、別に定める。

(認可定員及び利用定員)

第12条 本園の認可定員は135人とする。

- 2 利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	15人		
2号定員	—	—	—	25人	25人	26人
3号定員	6人	18人	20人	—	—	—

(入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項)

- 第13条 本園は、市町村から教育・保育の実施について教育・保育給付認定を受けた1号子どもから本園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。
- (1) 利用定員に空きがない場合
 - (2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合
 - (3) 当該入園希望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合
- 2 1号子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。
- (1) 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。
 - (2) その他の者は面接により選考し、入園させる。
- 3 支援法第19条第1項第2号の子ども（以下「2号子ども」という。）支援法第19条第1項第3号の子ども（以下「3号子ども」という。）については、支援法第42条の規定により、岡山市が行った利用調整により本園の利用が決定されたときは、これに応じる。
- 4 本園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの教育・保育給付認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。
- 5 退園又は休園しようとする1号子どもは、教育・保育給付認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。
- 6 本園の利用2号子ども及び3号子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。
- (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り

消ししたとき。

- (2) 教育・保育給付認定保護者から本園の利用の取消しの申出があったとき。
- (3) 市町村が本園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(成績の評価)

第14条 満3歳以上の各学年の課程の修了は、園児の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(緊急時等における対応方法)

第15条 本園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、岡山市及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第16条 本園は、火災、地震、風水害その他の非常災害に備え、取るべき措置について具体的計画を立てるとともに、これに対する不断の注意と訓練に努めるものとする。

- 2 前項の具体的計画のうち、消防法令に基づく消防計画については、策定及び変更の都度、岡山市中消防署へ届出を行うものとする。
- 3 第1項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行うものとする。
- 4 非常災害における園児の安全確保については、日頃より岡山市中消防署その他の関係機関、地域との連携を図るよう努めるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第17条 本園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 第1項(2)における虐待等の行為とは、次の行為をいう。
 - (1) 園児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - (2) 園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。
 - (3) 園児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、生活を共にする他の園児による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他本園職員としての養育又は業務を著しく怠ること。
 - (4) 園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - 3 本園は、保育・教育の提供中に、本園の職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に

養育する者)による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、岡山市担当課・児童相談所等適切な機関に通告する。

(苦情解決対応)

第18条 本園は、その提供した教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 その他苦情解決に関する事項は、別途、苦情解決に関する規程により定める。

(安全対策と事故防止)

第19条 本園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
- 3 本園は、厚生労働省が策定する「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に則り、竜之口こども園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。
- 4 本園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
- 5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故(意識不明の事故を含む)については、岡山市担当課に報告する。

(健康管理・衛生管理)

第20条 本園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて実施する。

- 2 本園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(保護者に対する支援)

第21条 本園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

- 2 本園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(教育・保育の質の評価)

第22条 本園は、教育及び保育、子育て支援事業の運営水準の向上を図るために、その運営状況について次のとおり自ら評価を行い又は評価を受け、運営改善のための必要な措置を講じるものとする。

2 保育教諭等の自己評価及び認定こども園の自己評価については、年1回は行い、竜之口こども園の自己評価については、その結果を公表する。

(秘密の保持)

第23条 本園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
- 4 その他秘密保持に関する事項は、別途、就業規則及び個人情報保護に関する規程により定める。

(記録の整備)

第24条 本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録
- (6) 保育所児童保育要録・幼稚園幼児指導要録については

当該児童が小学校を卒業するまでの期間

附則

この規程は令和6年4月1日から施行する。

別紙1

1 対象児全員から同額を実費徴収する項目

項目	金額		
	1号	2号	3号
主食費 (月曜日～金曜日) (土曜日)	1,500円/月 —	1,700円/月 220円/日	— —
副食費 (月曜日～金曜日) (土曜日)	4,000円/月 —	4,800円/月 120円/日	— —
絵本代	個別に徴収します		
行事費	個別に徴収します		
日本スポーツ振興センター保険金	日本スポーツ振興センターが定める金額		

2 一時預かり保育料（1号認定こども）幼稚園型 1人当たり

午前7時から午前8時30分まで	1,000円/1日
午後1時から午後6時まで	1,000円/1日（おやつ代含む）
長期休暇期間中	1,000円/1日（おやつ代含む。給食費別）

※預かり保育料の1日上限は1,000円。月上限11,300円

3 延長保育料（2号・3号認定こども）月曜日から金曜日

認定区分	利用料
保育標準時間認定（2号・3号認定こども）	午後6時以降400円
保育短時間認定（2号・3号認定こども）	認定時間外30分につき200円

3 教育・保育の質の向上を図るための負担金

項目	金額		
	1号	2号	3号
施設助成費	500円/月	500円/月	500円/月

別紙2

一時預かり利用料(一般型)

年 齢	区 分	保育料	給食費
1～2歳児	1日4時間以内(9時～13時まで)	1,500円/回	250円/回
	1日4時間以上8時間以内(9時～17時まで)	3,000円/回	300円/回
3～5歳児	1日4時間以内(9時～13時まで)	1,000円/円	270円/回
	1日4時間以上8時間以内(9時～17時まで)	2,000円/回	375円/回